

～ 助成金交付要綱が改正されました～

# 業務改善助成金

引上げ額、引上げ対象人数により

**最高 150万円まで助成！**

業務の効率改善(設備投資等)により、労働者などに支払う社内の最低賃金

(時間換算額800円未満)を時間額換算で40円以上引き上げれば、

引上げ対象 労働者数	引上げ額	助成上限額
1 ~ 9人	40 ~ 59円	100万円
	60円以上	100万円
10 ~ 14人	40 ~ 59円	100万円
	60円以上	130万円
15 ~ 19人	40 ~ 59円	100万円
	60円以上	140万円
20人以上	40 ~ 59円	100万円
	60円以上	150万円

上表の助成を受けることができます。(下限は5万円です。)

・助成は、設備投資経費等の2分の1までです。

(労働者30人以下の中小企業の場合は3/4を助成！)

過去に本制度を利用し業務改善助成金の交付を受けている事業場は、申請することができません。

通常の事業活動を行うに当たり、社会通念上当然必要となる経費は除かれます。

機械装置等購入費については、特殊用途自動車以外の自動車、パソコン(周辺機器を含む。)は、除かれます。

**裏面もご覧ください！(支給要件・問合せ先等を記載しています。)**

## 支給要件

次の二つの計画を岩手労働局に申請し、交付決定を受ける必要があります。

**賃金引上計画**：事業場内で最も低い時間給又は時間換算額（対象は800円未満の労働者）を申請年度に40円以上引き上げる計画を作成していただく。

引上げ対象労働者は、雇用後6ヶ月以上経過していることが必要となります。

**業務改善計画**：具体的な業務改善（設備・器具の導入等）についての計画を作成していただく。（労働能率の向上に資するもの）

岩手労働局から交付決定通知を受けた後に、二つの計画を実施（賃金を引き上げる・設備・器具を購入する等）してください。**申請前や交付決定通知前に賃金引き上げや業務改善を実施した分は対象となりません**ので、注意してください。

他にも要件がありますので、詳しい支給要件は下記の間合せ先に相談願います。

## 支給対象となる事業主

次の業種に応じて「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主であること。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

\*\*\*\*\*

## - 業務改善助成金の申請、お問い合わせ、ご相談は -

岩手労働局労働基準部賃金室

019-604-3008

〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号

盛岡第2合同庁舎5階

ホームページ；<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

「助成金・免許・資格」 「業務改善助成金」